



鳥取県公報

令和2年1月17日(金)
第9168号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定医療機関の変更の届出(9) (福祉監査指導課) 2 |
| | 指定障害児通所支援事業者の指定(10) (中部総合事務所福祉保健局) 2 |
| | 指定障害児通所支援事業の廃止の届出(11) (西部総合事務所福祉保健局) 2 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の追加(12) (会計指導課) 2 |
| ◇ 公 告 | 生産事業者講習会の開催(森林づくり推進課) 3 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活環境課) 3 |

告 示

鳥取県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---------|---------------|-----------|
| 山本クリニック | 米子市車尾南一丁目8-32 | 令和元年12月2日 |

鳥取県告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月17日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地 | 障害児通所支援事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|-------------------------|--------------------------|--------------|----------|
| 株式会社ユニケアさかの | 東京都渋谷区本町一丁目18-11 | こころのデイケア虹の森 | 倉吉市八屋203-7 | 児童発達支援 | 令和2年2月1日 |

鳥取県告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月17日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称 | 指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地 | 障害児通所支援事業の種類 | 廃止年月日 |
|----------|--------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|----------|
| 合同会社あすなろ | 米子市両三柳2056-1 | ドリームデイサービス | 米子市両三柳2056-1 | 児童発達支援、放課後等デイサービス | 令和2年1月6日 |

鳥取県告示第12号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所を追加した旨の届出があったので、告示する。

令和2年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号 | 名 称 | 追加した売りさばき場所 | 追加年月日 |
|------|--------|-----------------|-----------|
| 639 | 株式会社戸信 | ダンクショップ倉吉市役所第2庁 | 令和2年1月14日 |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| | 舎店 (倉吉市堺町二丁目253-1) | |
|--|-----------------------|--|

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和2年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年2月28日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林水産部林業試験場

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を令和2年2月7日（金）までに住所地を管轄する県地方事務所を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年1月17日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 初心者講習 | | 令和2年2月13日午前10時から午後3時30分まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |

| | | | |
|-------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 経験者講習 | 令和2年2月7日午後1時30分から午後4時30分まで | 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 | 浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者 |
|-------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑